

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

第43回内閣府障害者政策委員会開催される

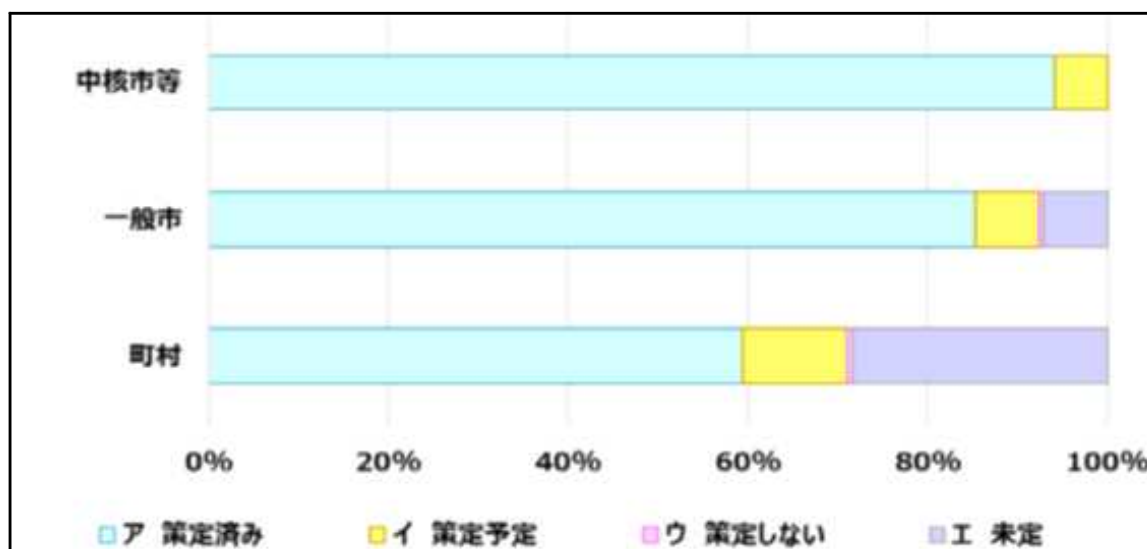
平成31年4月22日(月)中央合同庁舎8号館にて開催された第43回内閣府障害者政策委員会において、障害者差別解消法の見直し検討の一環として内閣府が地方公共団体向けに実施し障害者差別の解消に関する調査の結果についての説明が行われた後、地方公共団体における障害者差別解消法の施行状況についての審議が行われた。

以下、概要を一部抜粋して報告する。

障害者差別解消法に関する地方公共団体への調査結果

<対応要領>

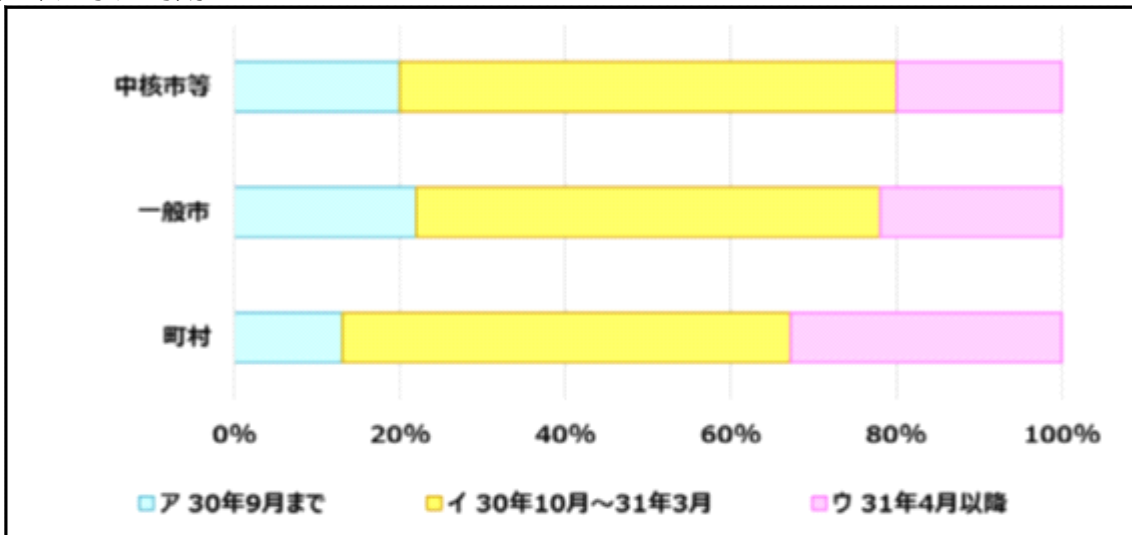
1. 策定状況



※ 障害者差別解消法第10条に基づく対応要領を正式に策定していない場合でも、対応要領に相当する手引き、マニュアル等が別途存在し、これらに基づき相談体制の整備や職員への研修・啓発等の必要な取組を行っている場合は、「ア 策定済み」と整理している。

※ 都道府県及び政令市については、既に全ての団体で策定されているため、記載していない。

2. 策定予定時期



※ 「1. 策定状況」の設問で、「イ 策定予定」と回答した団体のみ調査。

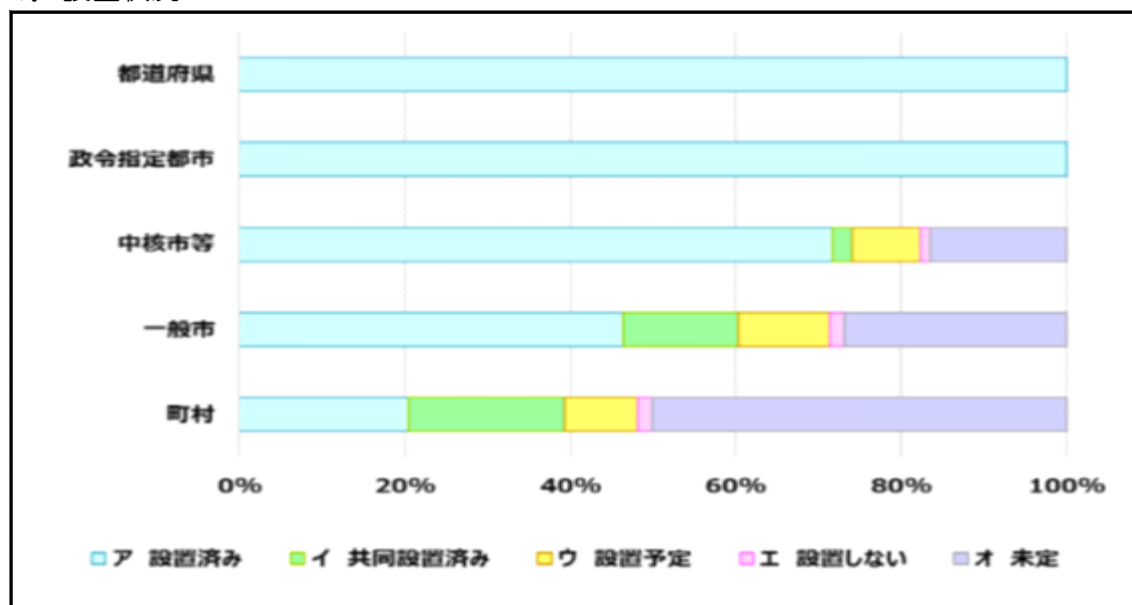
3. 策定しない理由（主な回答）

- ① 都道府県が策定した対応要領を準用するため。
- ② 対応要領を策定しなくても、様々なケースに応じた対応が可能であるため。
- ③ 内部の研修等を通じて、職員が適切に対応できるようにしているため。
- ④ 人口規模が小さく、日頃から障害者に日常的な配慮を行っているため。
- ⑤ 「対応要領があるから障害に配慮する」のではなく、「対応要領がなくても適切に配慮する」こととしているため。
- ⑥ 相談・検討事案がなく、人材も不足しているため。
- ⑦ 国等の対応要領では職員等による差別的取扱いに対応する仕組みの一つとして懲戒等の規定が含まれているが、本市町村では人事担当部局の理解が進んでおらず、対応要領の策定は未定の状況にある。福祉部局あての通知のみならず、総務担当部局や人事担当部局あての通知等についても配慮してほしい。

※ 「1. 策定状況」の設問で、「ウ 策定しない」と回答した団体のみ調査。

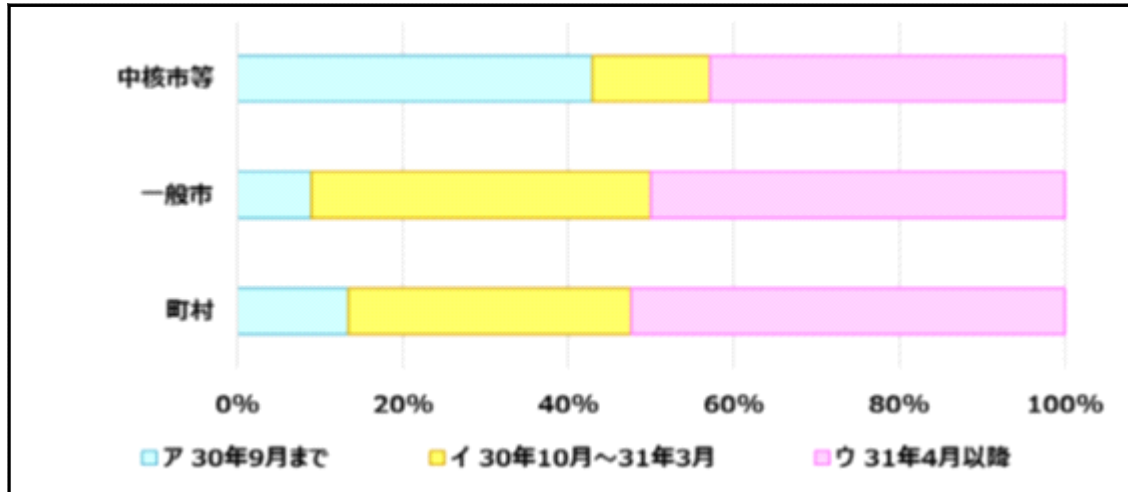
<地域協議会>

1. 設置状況



- ※ 地域協議会を正式に設置していない場合でも、地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが別途存在しており、かつ、過去に当該枠組みで地域協議会の事務に相当する事務を行った実績がある場合は、「ア 設置済み」又は「イ 共同設置済み」と整理している。
- ※ 複数の地方公共団体が共同で地域協議会を設置している場合は、「イ 共同設置済み」と整理している。

2. 設置予定時期



※ 「1. 設置状況」の設問で、「ウ 設置予定」と回答した団体のみ調査。

3. 設置しない理由（主な回答）

- ① 自立支援協議会など、他の会議やネットワークを活用することとしているため。
 ※地域協議会の事務に相当する事務を行う組織、会議体、ネットワーク等の枠組みが存在する場合でも、当該枠組みを活用した実績がなければ、「設置しない」として整理している。
 - ② 障害者差別に限らず、あらゆる差別に対応する「人権施策推進会議」において対応することとしているため。
 - ③ 都道府県の地域協議会に参加しているため。
 - ④ 地域協議会の設置に先立ち、対応要領の策定や住民に対する啓発活動、事例集の作成等に取り組むこととしているため。
 - ⑤ 単独で設置するとスケールメリットがないため。広域的な設置に向けた動きがあれば参加したい。
 - ⑥ 事案の内容により関係機関がそれぞれ異なるため。
 - ⑦ 障害者差別に係る事案がないため。
 - ⑧ 関係機関との協議が進んでいないため。
 - ⑨ 協議会方式では迅速な対応が難しいため。
- ※ 「1. 設置状況」の設問で、「エ 設置しない」と回答した団体のみ調査。

4. 設置・運営等に当たり工夫した点（主な回答）

(1) 位置付け・連携体制

【障害者自立支援協議会との関係】

- ① 障害者自立支援協議会など、他の既存の会議やネットワークを活用している。
- ② 当初は障害者自立支援協議会の所掌事務として位置付けていたが、条例の施行に伴い、首長の附属機関として新たに位置付けた。

【下部会議との関係】

- ③ 地域協議会の下に、相談に関する調査及び相談事例に関する検証、研究等を行う下部会議を設置している。
- ④ 障害当事者の思いを吸い上げやすい相談支援事業所や市町村の連絡会を、地域協議会の下部会議として位置付けている。
- ⑤ 啓発リーフレットの改訂のため、構成員を限定した部会を設置している。

【その他の会議等との関係】

- ⑥ 地域協議会とは別に、個別の相談事案への対応を検討する「差別解消対応方針検討会議」を開催している。（学識経験者1名、法曹1名、基幹相談支援センター1名、行政2名で構成）
- ⑦ 紛争解決を行う専門機関を、地域協議会とは別に設けている。
- ⑧ 条例に基づく「調整委員会」を設置し、地域協議会と一体的に運用している。
- ⑨ 障害者虐待防止センターと連携し、障害者虐待に関する事例も共有している。

(2) 構成員

【構成員のバランス】

- ① 障害当事者・団体、事業者、第三者機関をバランス良く配置している。
- ② 委員構成を障害種別に偏りがないうように配意している。
- ③ 障害福祉関係者だけではなく、高齢者福祉、医療など他分野の関係者と幅広く意見交換や協議ができるよう、構成員の範囲の見直しを検討している。

【構成員の位置付け・人数等】

- ④ 個人への委嘱ではなく機関への出席依頼と位置付けることで、機関相互の連携を重視している。
- ⑤ 構成機関の誰が出席しても差し支えない取扱いとしている。
- ⑥ より多くの関係団体を通じた周知を図るため、構成員を増員した。
- ⑦ 議題により構成員を変更している。
- ⑧ 障害者総合支援法に基づく協議会と兼務させているが、同協議会には参画していない権利擁護の関係者（法務局、労働基準監督署）を下部会議の構成員として加えた。

【障害者団体や障害当事者の参画】

- ⑨ 域内全ての障害者団体・家族会の代表者を構成員として委嘱している。
- ⑩ 構成機関の過半数を当事者団体としている。

【事業者の参画】

- ⑪ 地域協議会を通じて幅広い事業者に周知等を行うため、できるだけ多くの事業者団体構成員に加えた。
- ⑫ 商工会議所とは別枠で、特に差別相談事案が多い不動産業界からも参画を得ている。

- ⑬ 地域の実情を踏まえ、地域特有の公共交通機関(船舶)を構成員としている。
- ⑭ 観光協会、信用金庫関係団体、民間入所施設長、特別支援学校進路専任など、地域の特性に応じた構成員を任命している。
- ⑮ 商店街、食品衛生団体、大規模小売店、ホテル等、事業者側の構成員を加え、より実効性のある情報共有に資することとしている。

(3) 運営・事務局

- ① 複数の地方公共団体が共同で地域協議会を設置・運営している。事務局は年度ごとの輪番としている。
- ② 障害福祉団体連絡協議会(域内の障害者団体及びボランティア団体等で組織)と行政が、地域協議会の事務局を協働で担うこととし、各種障害者団体との円滑な連絡調整や意見集約の実施、障害当事者の視点を活かした協議事項の整理等を行うことで、事務局機能の向上を図っている。
- ③ 地域協議会の開催日を、他の会議(高齢者虐待防止、障害者虐待防止等)の開催のタイミングに合わせ、両会議を兼務する構成員の負担軽減を図っている。
- ④ 相談が取り下げられた事案についても、地域協議会で情報共有・協議ができるよう所掌事項を規定している。

(4) 審議方法

- ① 構成員の人数が多いため、活発な意見交換ができるよう、グループに分かれて討議を行っている。
- ② 活発な議論を図るため、事例の検証は、少人数の合議体により審議することとしている。
- ③ 地域協議会の審議が「委員 対 事務局」の構図とならないよう、委員間で活発な議論が進められるよう配慮している。
- ④ 地域協議会の設置・運営に当たり、各構成員に地域協議会の位置付けや目的等の説明を行い、構成員の共通理解の醸成を図った。
- ⑤ 開催に先立って事前に勉強会を行い、各委員の理解を深めることとした。
- ⑥ 開催通知と同時に相談事例報告書を各構成員に送付し、情報共有を図っている。
- ⑦ 障害者差別解消法に係る関係機関等の動向を地域協議会に定期的に報告することで、各委員の関心を深めている。
- ⑧ 相談窓口の事例だけでは十分ではないことから、地域協議会で事例研究を行い、その結果を住民等への周知啓発に活用している。

(5) 秘密保持

- ① 守秘義務の確保のため、配布資料を会議の場で回収している。
- ② 個別事例の共有・検討に当たっては、その当事者に素材として活用してよいか事前に許可を得た上で、個人を特定可能な情報は除いて取り上げている。
- ① 個人情報を取り扱う場合は、事前に各機関の個人情報取扱規定に基づき適正に手続を行うよう通知している。

(6) その他

- ① 毎年度、地域協議会の活動状況を都道府県の障害者施策審議会に報告することとし、地域協議会の構成機関以外に対する情報提供・意見聴取等の機会を確保している。

5. 設置・運営等に当たり明らかになった課題（主な回答）

(1) 位置付け・連携体制

- ① 個別事例の取扱いに当たっての調整委員会との役割分担が難しい。
- ② 複数の地方公共団体で共同運営しており、地域協議会で確認した事項について各市町村が個別に対応することとなるが、時間のずれが発生する場合がある。
- ③ 障害福祉サービス等の現場の声や課題を、関係する会議体を通して地域協議会の議論に反映できるよう、意見や要望を吸い上げる仕組みが必要。
- ④ 個別事案への対応に対する意見をどのように集約して地域協議会に報告し、今後の方向性につなげていくか、具体的な手法を検討する必要がある。

(2) 構成員

- ① 構成員が多いため、調整や取りまとめにコストがかかる。
- ② 各構成員の具体的な役割が明確となっていない。
- ③ 障害者差別解消法施行規則に基づく地域協議会の構成員の氏名又は名称の公表について、特に「個人」としての公表に抵抗を感じる構成員が多かったことから、どのような形で公表を行うのか調整を要した。（結果として、構成員の所属する団体の名称を公表することとなった。）
- ④ 各団体の役職者を務める委員が多く、日程調整に苦労している。実務担当者級の方が地域協議会の活性化につながり、実効性が確保できるのではないか。
- ⑤ 事例を共有する場ではなく、行政に不満を訴える場となりやすいので、構成員の意識付けが課題となる。
- ⑥ 障害当事者に構成員として就任してもらうことが難しく、苦慮している。
- ⑦ 障害当事者以外の構成員からの発言が少ない。
- ⑧ 事業者の立場にある構成員の確保が難しい。
- ⑨ 構成員によって法律の理解の度合いに差があり、円滑な審議が難しい。

(3) 運営・事務局

- ① より効果的に会議を進めるため、どのように議題を設定すべきかが悩ましい。
- ② 地域協議会の規模が大きくなり、どのレベルの案件まで取り上げてよいか判断が難しい。
- ③ 相談時に傾聴を行ったのみで、具体的な対応を行っていない事案についても、報告を行うべきとの意見も出ている。
- ④ 複数の地方公共団体で共同設置しているため、日程調整等に時間を要する。
- ⑤ 事務局の負担が重い。
- ⑥ 地域協議会を継続的かつ安定して運営するため、国庫補助による財源の手当てが必要。

(4) 事例の不足

- ① 合理的配慮を提供する側、受ける側ともに「当然の配慮」と受け止めることもあって、好事例を含め事例が集まりにくい。
- ② 具体的な差別事例の報告がなく、差別がないのか、報告が上がってこないことが原因か、周知不足が原因か、判断に苦慮している。

- ③ 障害者差別に係る相談が少なく、共有できる事例がないため、地域協議会に諮る議題の設定に苦慮している。
- ④ 現時点では具体的な事例に乏しく、取り上げる事例がない中で、地域協議会の役割が不明確となっている。
- ⑤ 地域協議会の各構成機関で共通の記録・報告様式を作成したものの、各市町村以外から相談事例が上がってこない。

(5) 秘密保持

- ① 公開/非公開の是非の判断が難しい。
- ② 地域協議会を公開しているため、個別事例を取り上げる際に、個人情報の取扱いについて慎重にならざるを得ない。
- ③ 地域協議会を公開としているため、事例の共有に当たり固有名詞が分からないよう加工を行っているが、構成員からは、事例の背景が分かりにくいいため正確な事例の共有にならないと指摘されている。

(6) その他

- ① それぞれの機関で、理解度に大きな差があることが明らかとなった。
- ② 地域協議会の役割を広く一般に理解してもらうことが難しい。

▽詳しくは、障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果▽

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_43/pdf/s1.pdf

日本の福祉の草分け 渋沢栄一が新1万円札に

財務省は2024年度上期をめどに、1万円札、5000円札、1000円札の紙幣と500円硬貨を全面的に刷新すると発表した。1万円札表面の肖像画には、中央慈善協会（現全国社会福祉協議会）初代会長の渋沢栄一が選ばれた。5000円札は近代的女子高等教育に尽力した津田梅子、1000円札は医者で細菌学者の北里柴三郎に替わる。

誰もが紙幣の違いを判別しやすいようにユニバーサルデザインを取り入れるのが特徴で、視覚障害者が指で判別しやすいように紙幣の種類を識別するマークの形状や位置を変更する。弱視の人が見やすいように表と裏の額面数字を現紙幣より大きくする。

渋沢栄一は1840年、埼玉県深谷市生まれ。銀行、保健、家運、造船、製糸など500以上の会社を育てたほか、一橋大、日本女子大、日本赤十字社、聖路加病院の設立にも力を尽くした。

福祉関係では、生活困窮者や病者、孤児、高齢者、障害者の保護施設「東京養育院」の理事長を1874年の創設時から57年間務めたほか、わが国初の知的障害児者施設「滝乃川学園」の創設に尽力するなど多くの功績を残した。全国方面委員連盟（現全国民生委員児童委員連合会）の初代会長も務めており、全社協役員室には、今も大理石の胸像が置かれている。

2019年度全肢連定期総会について

詳細のご案内

事務局より各都道府県肢連宛に総会・講演会及び懇親会の最終聞取りを4月25日付文書で発信しました。会場準備の都合上、お手数ですが回答へのご協力よろしくお願ひいたします。

*日 時：2019年5月18日（土）

総 会 午後1時～3時（12時より受付開始）

*会 場：I K E ・ B i z（旧勤労福祉会館）6階 多目的ホール

東京都豊島区西池袋2-37-4

*交 通：JR線、東京メトロ、西武線、東武線 池袋駅西口より徒歩約10分

池袋駅南口より徒歩約7分

*講演会：午後3時10分～4時40分（予定）

①「医療的ケアシステム」

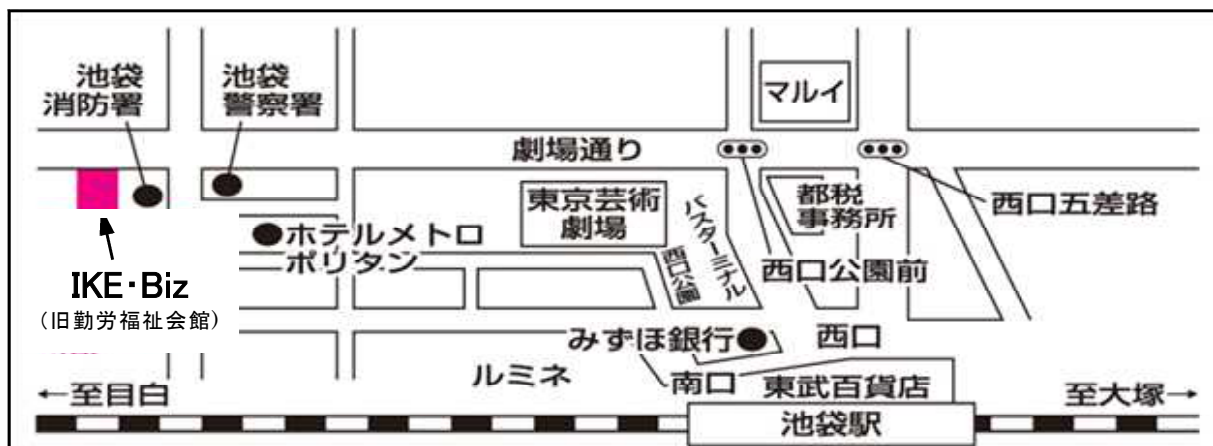
講師：全肢連 副会長 植松 潤治氏

②「肢体不自由児療育の現状と課題」

講師：全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 朝貝 芳美氏

*懇親会：午後5時00分～7時

西池袋ひもの屋 メトロポリタン前店



5月の行事予定

8日(水)	日本肢体不自由児協会美術展実行委員会	日肢協 会議室
10日(木)	第3回障害児入所施設検討会	中央合同庁舎第4号館
18日(土)	2019年度全肢連第2回理事会	I K E ・ B i z
	2019年度全肢連通常総会	I K E ・ B i z
21日(火)	2019年度東肢連総会・講演会	I K E ・ B i z
24日(金)	全社協障害者関係団体連絡協議会総会	全国社会福祉協議会